

平成29年第12回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成29年12月6日(水)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事) (教育未来館長)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育支援担当課長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長		
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	放課後子ども総合プラン推進担当副参事	子どもの未来応援担当副参事	
	子育て施策担当課長	保育課長	
	男女いきいき推進課長	子ども家庭支援センター所長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
追加日程1	73号	幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	承認
追加日程2	74号	幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	承認
追加日程3	75号	東京都北区立十条台小学校温水プールの指定管理者の指定について	承認
追加日程4	76号	東京都北区立岩淵保育園の指定管理者の指定について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
1	61号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成29年第12回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成29年12月6日(水) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。

これより、平成29年第12回北区教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、東京都北区立十条台小学校温水プールの指定管理者の指定について及び東京都北区立岩淵保育園の指定管理者の指定についての議案を日程に追加したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないものと認め、本日の日程に追加いたします。

それでは、追加日程第1、第73号議案「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部を改正する規則」及び追加日程第2、第74号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を一括して議題に供します。事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長

教育長

清正教育長

教育指導課長

教育指導課長

それでは、第73号議案「幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則」及び第74号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則」の一部改正についてご説明いたします。

A4の教育委員会資料をごらんください。1の「改正理由」から説明させていただきます。

平成29年特別区人事委員会勧告を踏まえ、北区議会第4回定例会に上程されました「幼稚園教育職員の給与に関する条例」が、12月4日に議決され、同日、公布されました。この改正条例に基づき、幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則及び幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則についても、改正が必要となったものでございます。

2の勧告のポイントでございますが、11月30日の臨時会でもご説明いたしましたとおり、本年の勧告では、職員の給与月額が民間従業員の給与月額を526円下回っていたため、公民較差の解消を目的として給料表を改定すること及び民間従業員の特別給、賞与の支給割合が職員の期末勤勉手当の年間支給月数を0.12月分上回っているため、年間支給月数を0.1月分引き上げることとされております。なお、再任用職員は0.05月分引き上げることとされております。

3の改正内容です。まず、(1)幼稚園教育職員の初任給昇格及び昇給等に関する規則ですが、これは給料表が改定されたことに伴い、議案書にございます別表3の昇格時対応号給表を改定いたします。改正後の規則の適用につきましては、給料表の改正が平成29年4月1日から適用されることに伴いまして、同様に平成29年4月1日から実施するとしています。

次に(2)幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則でございますが、第4条第1項第1号及び第4条第1項第2号に規定される支給月数を変更いたします。第4条第1項第1号で定年前の職員のうち、管理職以外の一般職員の1回の支給月数は0.9月から1.0月に、管理職員につきましては、1.1月から1.2月にそれぞれ0.1月分引き上げます。また、第4条第1項第2号で再任用職員のうち、一般職員の支給月数を0.425月から0.475月に、管理職員の支給月数を0.525月から0.575月にそれぞれ0.05月分引き上げます。改正後の規則の適用につきまして、平成29年12月支給の勤勉手当の基準日が12月1日であることから、平成29年10月1日から実施するとしております。なお、今回の改正で引き上げた支給月数で、次年度以降支給するとなりますと、6月支給分と12月支給分が両方とも引き上げられるため、支給する勤勉手当が本年度より増加してしまいます。従いまして、先日改正された幼稚園教育職員の給与に関する条例では、平成30年4月1日から勤勉手当の支給月数の配分変更をすることも含まれておりますが、配分変更に関する改正につきましては、後日別途ご提案させていただきます。

また、この教育委員会資料の裏面には、参考までに11月30日の臨時会でご説明させていただきました、勤勉手当支給月数の変化を掲載しておりますので、ご高覧いただければと思います。

幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則及び幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正についてのご説明は以上となります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

清正教育長 2件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。2件の議案に対し、特に反対意見はないようですので、原案どおりに承認することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、第73号議案及び第74号議案は原案どおり承認することに決定させていただきます。

次に追加日程第3、第75号議案「東京都北区立十条台小学校温水プールの指定管理者の指定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、第75号議案「東京都北区立十条台小学校温水プールの指定管理者の指定について」ご説明させていただきます。</p> <p>表紙を1枚おめくりいただきまして、説明欄をごらんいただきたいと存じます。東京都北区立十条台小学校温水プールの指定管理者を指定するため、本案を提出いたします。</p> <p>少し補足して説明させていただきます。この議案につきましては、平成29年11月7日第11回教育委員会定例会において、北区長からの意見聴取を議決していただいた案件でございます。平成29年12月4日に議会で議決されましたので、東京都北区立十条台小学校温水プール使用条例の規定に基づき、改めて教育委員会で決定していただくため、提出するものでございます。</p> <p>記書きをごらんください。施設の名称、東京都北区立十条台小学校温水プール、指定管理者の名称、株式会社フクシ・エンタープライズ、指定の期間は平成30年4月1日から平成34年3月31日までとなります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	<p>ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。</p> <p>次に追加日程第4、第76号議案「東京都北区立岩淵保育園の指定管理者の指定について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。</p>
保育課長	教育長
清正教育長	保育課長
保育課長	<p>それでは、第76号議案「東京都北区立岩淵保育園の指定管理者の指定について」ご説明をさせていただきます。</p>

議案書を1枚おめくりいただき、説明欄でございます。東京都北区立岩淵保育園の指定管理者を指定するため、本案を提出するものでございます。

こちらの議案につきましては、11月30日の教育委員会で意見聴取についてご協議いただき、その後議会本会議においてご承認をいただいたものでございます。先ほどの議案同様、改めてこちらにご提案をさせていただくものでございます。

記書きの横の表、指定管理者の名称でございます。社会福祉法人こうほうえん、指定の期間につきましては、平成30年4月1日からの5年間、2期目の指定管理となります。

ご説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。本件に対し、特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。次に、日程第1、報告第61号「後援・共催事業に関する報告」について事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、報告第61号、後援・共催事業に関する報告をさせていただきます。表紙を1枚おめくりいただきまして、本日は、名義使用承認報告が1件と事業実績報告が1件となります。

まず、使用承認報告1件目でございます。事業名が「第14回子どもたちと芸術家の出あう街」。主催者が子どもたちと芸術家の出あう街実行委員会でございます。恐れ入ります、3ページをごらんいただきたいと存じます。別紙1としまして、第14回子どもたちと芸術家の出あう街事業計画書となります。概要のところをごらんいただきまして、2018年3月18日に開催されまして、会場は東京芸術劇場のコンサートホールほかをかついて実施されるものでございます。オーケストラ演奏会、0歳からのコンサート、ワークショップ等を実施いたします。

4ページ以降に今申し上げました内容の詳細が記載されておりますので、後ほどご高

覧いただきたいと存じます。

恐れ入ります、1ページにお戻りください。事業実績報告でございます。こちらにお示しの1件となります。後ほど、ご高覧いただければと存じます。

私からの説明は以上でございます。

清正教育長

ありがとうございました。

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご質疑、ご意見ないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第12回北区教育委員会定例会を閉会いたします。